



政 統 発 0905 第 1 号  
平 成 29 年 9 月 5 日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長 殿

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)



平成29年社会福祉施設等調査の協力依頼について

平素より、厚生労働施策につきまして多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、別添のとおり、毎年、社会福祉施設等調査を実施しており、本年も10月1日に調査を実施することとしております。

本調査の結果は、社会福祉分野の人材確保や制度改正に係る検討資料として広く活用される重要な調査となっております。

貴会におかれましては、これまでも会員の皆様への周知広報等に貴重なご協力をいただいていたところですが、本年も調査への協力につきまして、会員の皆様へご周知を賜りたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本調査の対象施設に対しましては、地方自治体から報告を受け、調査票(別紙2)を郵送することとしておりますので、申し添えます。

## 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

(1) 及び(2)に掲げる社会福祉施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)による障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び児童福祉法による障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

## (1) 施設：60種類

## ○生活保護法による保護施設(5種類)

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

## ○老人福祉法による老人福祉施設(9種類)

養護老人ホーム(一般、盲)、軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス、都市型)、老人福祉センター(特A型、A型、B型)

## ○障害者総合支援法による障害者支援施設等(3種類)

障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

## ○身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設(8種類)

身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設

## ○売春防止法による婦人保護施設(1種類)

婦人保護施設

## ○児童福祉法による児童福祉施設等(24種類)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、小規模保育事業所(A型、B型、C型)、児童養護施設、障害児入所施設(福祉型、医療型)、児童発達支援センター(福祉型、医療型)、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館(A型、B型、C型)、その他の児童館、児童遊園

## ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設(2種類)

母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム

## ○その他の社会福祉施設等(8種類)

授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)



(2) 事業所：22種類

○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所  
(18種類)

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所

○児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所  
(4種類)

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

3 調査の期日

平成29年10月1日（土）現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

①施設基本票（別紙1-1、1-2）

②事業所基本票（別紙1-3）

(2) 詳細票

①保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票  
(別紙2)

②障害者支援施設等調査票（別紙3）

③児童福祉施設等調査票（別紙4）

④保育所・小規模保育事業所調査票（別紙5）

⑤幼保連携型認定こども園調査票（別紙6）

⑥障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票（別紙7）

5 調査の実施体制

(1) 厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。

(2) 都道府県・指定都市・中核市は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成29年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」及び基本票の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

(1) 基本票は、厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市に配布し、各担当者が記入する。

(2) 詳細票は、都道府県・指定都市・中核市により更新された「平成29年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から全施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。